

「神戸市放課後子どもプラン推進委員会」開催要綱

(目的)

第1条 放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的に、放課後子どもプラン推進事業実施要綱（平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、神戸市放課後子どもプラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

(内容)

第2条 推進委員会は、神戸市が放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価、事業計画の策定、ボランティア等の地域協力者的人材確保方策、活動プログラムの企画等を検討するにあたって、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求める場とする。

(委員)

第3条 推進委員会は、次に掲げる分野の委員をもって構成し、神戸市長が委嘱、又は任命する。

- (1) 行政関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 放課後児童クラブ関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) P T A 関係者
- (7) 地域団体関係者
- (8) 福祉関係者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 推進委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 市長は委員長1名、副委員長1名を指名する。

2 委員長は会の進行を司る。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を代行する

(召集等)

第6条 推進委員会は、市長が召集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、家庭教育又は学校教育に見識のある者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

第7条 推進委員会の庶務は、神戸市こども家庭局こども企画育成部こども青少年課において行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、こども企画育成部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に召集する会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、神戸市長が召集

するものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。